

よくある質問 Q & A

充電設備等導入促進事業

令和 2 年 10 月 20 日

<助成事業について>

Q1 充電設備の設備購入費（機器費）は、国補助金（充電インフラ補助金）と併用した場合、本助成金はいくらもらえるのか。

A1 国補助金では、機器ごとに上限金額を定めています。本助成金は、購入価格（税抜き）から国補助金（購入費）を引いた額と国補助金で定めている上限金額のいずれか低い方です。

Q2 充電設備の工事費は、全額助成されるのか。

A2 本助成金の工事費は、総工事費（税抜き）から国補助金（工事費）を引いた額です。ただし、充電設備の種別ごとに上限金額があります。急速充電設備は上限 309 万円、普通充電設備及び充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、V2H は上限 81 万円です。

Q3 戸建てに対する充電設備の助成金はあるのか。

A3 東京都の場合、V2H の設備購入費（機器費）のみでございます。助成金額は助成対象経費の 1/2（上限 30 万円）です。

参考：電気自動車等の普及促進事業（V2H）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html>

なお、区市町村で実施している場合がありますので、お住まいの区市町村にお尋ねください。

Q4 現時点で、EV・PHV を所有していなくても助成対象になるか。

A4 助成対象になります。

<申請手続き・提出書類について>

Q5 事前申請の場合、交付申請書提出から実績報告までの手続きが、年度を越えても大丈夫か。

A5 年度を越えても可です。

ただし、実績報告書の提出は以下の期限があります。

- ・ 事業完了日（工事の完了日又は契約の支払日の遅い方）から 30 日以内
- ・ 令和 5 年 1 月 31 日（事業終了）まで

Q6 事後申請の場合、国補助金の額確定通知の年度の翌年度に本助成金に申請しても大丈夫か。

A6 翌年度の申請でも可です。

ただし、交付申請書の提出は以下の期限があります。

- ・ 事業完了日(工事の完了日又は契約の支払日の遅い方)から1年以内
- ・ 令和5年1月31日(事業終了)まで

Q7 事前申請の場合、交付申請してから交付決定になるまでどれくらいかかるのか。

A7 書類に不備がなければ約1か月で交付決定できます。不備があった場合、その対応にかかる時間によって異なります。

なお、交付決定前に充電設備の購入や実際の工事を行ってしまうと、助成金をお支払いできなくなりますので、ご注意ください。

Q8 図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図)の記入例はないか。

A8 国補助金(充電インフラ補助金)の記入例を参考にして作成してください。

参考:充電インフラ補助金の記入例

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_kitei_r02.html?tab=4

Q9 見積書の工事費の内訳はどこまで記載すればよいのか。

A9 工事に係る機器費と労務費、材料費を分けて記載してください。

機器費はこちらで市場価格を確認しますので、具体的な内容が分かるよう型番を記載してください。また、ケーブルの長さも一式でなく、具体的なm数を記載してください。その際には各種図面と整合性が取れるようにしてください。

労務費も一式ではなく、人工(人件費単価及びかかる日数)で記載してください。

Q10 土地の許諾書はどのような場合、提出する必要があるのか。

A10 申請者(充電設備の所有者)と充電設備を設置する土地の所有者が異なる場合にご提出ください。

Q11 見積もりを取りたいが、どうすればよいか。手続き代行を紹介してくれないか。

A11 クール・ネット東京で紹介等は行っていません。恐縮ですが、ご自身でお探してください。

<その他>

Q12 本事業以外で、太陽光発電の助成金はありますか。

A12 東京都の助成金では、以下のものがあります。

- ・ 地産地消型再エネ増強プロジェクト

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-zokyo/index.html>

- ・ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/initial-cost0/index.html>